

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……（人事課）	1
○北海道税条例等の一部を改正する条例……………（税務課）	2
○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（税務課）	9
○北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部を改正する条例……………（アイヌ政策推進室）	9
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（保健福祉部総務課）	9
○北海道障害児通所給付費等不服審査会の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………（障がい者保健福祉課）	9
○租税特別措置法施行令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例……………（建設部総務課）	10
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例……………（建設部総務課）	10

条 例

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7 月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第42号

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

第10条第 8 項及び第 9 項第 1 号中「知事」を「任命権者」に改め、同項中第 3

号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として知事が定める者のいずれかに該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第10項第 1 号中「知事」を「任命権者」に改め、同項第 5 号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の 2 に規定する職業紹介事業者」を加え、「知事」を「任命権者」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

41 平成34年 3 月31日以前に退職した職員に対する第10条第 9 項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第22条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者居住し、かつ、任命権者が同法第24条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らしとして知事が定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準にて再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職

を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）
業指導を行うことが適当であると認めたもの
とする。」

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第10項第5号の改正規定（「知事」を「任命権者」に改める部分を除く。）及び附則第4項の規定は、平成30年1月1日から施行する。
（経過措置）
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の北海道職員等の退職手当に関する条例第10条第8項、第9項第1号又は第10項第1号若しくは第5号の規定により知事がした指示は、施行日以後においては、それぞれこの条例による改正後の北海道職員等の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第8項、第9項第1号又は第10項第1号若しくは第5号の規定により任命権者がした指示とみなす。
- 新条例第10条第9項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第41項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した北海道職員等の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって北海道職員等の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第2項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。
- 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第10項（第5号に係る部分に限り、北海道職員等の退職手当に関する条例第10条第11項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書

に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

北海道税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第43号

北海道税条例等の一部を改正する条例

（北海道税条例の一部改正）

第1条 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第1項第2号中「第23条第1項第9号」を「第23条第1項第10号」に改める。

第25条の2中「のいずれかに掲げる者」を「に掲げる者のいずれか」に改める。

第26条第1項中「100分の4」の次に「（所得割の納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（次条及び第26条の3において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、100分の2）」を加える。

第26条の2第1号中「100分の2」の次に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）」を加え、同号ア中「においては」を「には」に改め、同号アの表(ア)の項及び(イ)の項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同表(カ)の項a中「5万円」の次に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には4万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には2万円）」を加え、同項b中「第34条第1項第10号」を「第34条第1項第10号イ」に改め、「10万円」の次に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には6万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には3万円）」を加え、同表(キ)の項中「で、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるもの」を削り、「者を除く」を「ものを除き、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る」に改め、同項a中「5万円」の次に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には4万円、

当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には2万円)」を加え、同項b中「3万円」の次に「(当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には2万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には1万円)」を加え、同条第2号中「100分の2」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)」を加え、同号ア中「においては」を「には」に改める。

第26条の3第1項中「100分の4」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)」を加え、「にあっては」を「には」に、「その者」を「当該納税義務者」に改め、同項第2号中「第7条の17各号に掲げる」を「で定める」に改め、同条第2項中「5分の2」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の1)」を加える。

第43条の4の2第1項中「国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法)の次に「第40条の3の3第1項又は」を加え、「)をした場合(事業を行う個人が租税条約の規定に基づき当該個人に係る)」を「以下この項において同じ。)をした場合又は」に、「又は」を「若しくは」に改め、「(租税特別措置法第40条の3の3第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。)」を削り、「を含む。)には」を「には」に、「当該申立て」を「これらの申立て」に、「同条第12項第1号(租税特別措置法)」を「同法第40条の3の3第12項第1号(同法)」に、「第35条の4の2第1項各号に掲げる場合にあっては、同項に規定する」を「で定める場合には、政令で定める」に改め、同条第2項中「第35条の4の2第2項に規定する」を「で定める」に改める。

第44条の2第2項中「においては、当該家屋に」を「には、当該家屋に」に、「第36条の2の2に規定する」を「で定める」に、「場合は」を「場合には」に、「行われた日において家屋の取得がなされた」を「行われた日において家屋の取得があった」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に、「なされた」を「あった」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、同条第4項中「の専有部分」を「に規定する専有部分(以下この項から第6項までにおいて「専有部分」という。))」に、「においては」を「には」に、「一棟の建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第2条第4項に規

定する共用部分(次項及び第6項において「共用部分」という。))」に、「に規定する計算の例によって算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に、「第7条の3第1項及び第2項」を「第7条の3第2項及び第3項」に改め、「区分所有者」の次に「(同法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。次項及び第6項において同じ。))」を加え、「第15条の3第2項の規定」を「で定めるところ」に、「次項」を「第6項」に、「によってあん分して」を「により按分して」に改め、同条第11項中「によって」を「により」に、「又は」を「、又は」に、「第36条の2の3に規定する」を「で定める」に、「がされた」を「があった」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「この条」を「この項から第9項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「建物の区分所有等に関する法律第2条第4項の」を削り、「においては」を「には」に改め、「同条第2項の」を削り、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に、「に規定する計算の例によって算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「によってあん分して」を「(居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があった場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合)により按分して」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 建築基準法(昭和25年法律第201号)第20条第1項第1号に規定する建築物であって、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が2個以上のもの(以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。)において、専有部分の取得があった場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物(建物の区分所有等に関する法律第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合(専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他総

務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令第7条の3の2第2項において準用する総務省令第7条の3第2項及び第3項に定めるところにより当該割合を補正した割合（当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項の差違に応じて協議して定めた補正の方法を申し出た場合において、知事が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、当該補正の方法による割合又は当該居住用超高層建築物に係る固定資産税について総務省令で定めるところにより市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合において、知事が必要と認めるときは、当該補正の方法による割合）。次項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があったものとみなして、不動産取得税を課する。

(1) 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る区分所有者が建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第14条第2項及び第3項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。以下この項において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して総務省令第7条の3の2第3項に定めるところにより補正した当該専有部分の床面積（当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が当該居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格を勘案して協議して定めた補正の方法（当該補正を行わないこととするものを含む。）を申し出た場合において、知事が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、当該補正の方法により補正した当該専有部分の床面積又は当該居住用超高層建築物に係る固定資産税について総務省令で定めるところにより市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合において、知事が必要と認めるときは、当該補正の方法により補正した当該専有部分の床面積）

(2) 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積

第44条の10第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「第44条の2第9項」を「第44条の2第10項」に改める。

第44条の10の2第1項中「第7条の7に規定する」を「で定める」に、「法

第73条の14第1項」を「同条第1項」に改め、同条第5項中「第44条の2第9項」を「第44条の2第10項」に改める。

第44条の10の3第1項中「第39条の4に規定する」を「で定める」に、「第39条の規定」を「で定めるところ」に改め、同条第5項中「第44条の2第9項」を「第44条の2第10項」に改める。

第44条の10の4第5項及び第44条の10の5第5項中「第44条の2第9項」を「第44条の2第10項」に改める。

第44条の10の6第1項中「第39条の5に規定する」及び「第39条の6に規定する」を「で定める」に改め、同条第5項中「第44条の2第9項」を「第44条の2第10項」に改める。

第44条の10の7第1項中「第39条の7に規定する」を「で定める」に改め、同条第5項中「第44条の2第9項」を「第44条の2第10項」に改める。

第121条第1項中「対し」を「ついて」に改め、同項第2号及び第4号中「控除対象配偶者又は同項第8号」を「同一生計配偶者又は同項第9号」に改める。

附則第5条第1項第1号中「100分の1.2」の次に「(当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、100分の0.56)」を、「100分の0.6」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.28)」を加え、同項第2号中「100分の0.6」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.28)」を、「100分の0.3」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.14)」を加え、同項第3号中「100分の0.3」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.14)」を、「100分の0.15」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.07)」を加える。

附則第5条の4第1項第2号ウ中「第10条の5の3」を「第10条の5の4」に改め、同条第3項中「附則第2条の3に規定する」を「で定める」に改める。

附則第5条の4の2第1項中「5分の2」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の1)」を、「100分の2」の次

に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)」を、「3万9,000円」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、1万9,500円)」を加え、同条第2項第2号中「によって」を「により」に改め、同条第4項中「ときは、」を「場合における」に改め、「100分の2.8」との次に「、100分の1」とあるのは「100分の1.4」とを、「5万4,600円」との次に「、1万9,500円」とあるのは「2万7,300円」とを加える。

附則第5条の5中「5分の2」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の1)」を加える。

附則第6条第1項中「附則第5条第1項に規定する」を「で定める」に改め、同条第2項第1号中「100分の0.6」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.3)」を加える。

附則第8条の2の2第2項中「ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第8条の2の4第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項から第8項まで及び同条第1項から第5項までにおいて同じ。)(車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項から第8項まで及び附則第8条の2の4において同じ。))が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る」を「次に掲げる自動車(第47条第1項の自動車をいう。以下この条から附則第8条の2の5までにおいて同じ」に、「(同法」を「(道路運送車両法」に、「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第8条の2の4第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項から第8項まで及び同条第1項から第5項までにおいて同じ。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項及び次項第2

号並びに附則第8条の2の4第1項第2号において「排出ガス保安基準」という。)で総務省令で定めるもの(以下この条及び同項第4号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。))に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この条及び附則第8条の2の4第1項から第5項までにおいて「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。))に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条及び附則第8条の2の4第1項から第5項までにおいて「エネルギー消費効率」という。))が総務省令で定めるエネルギー消費効率(以下この号及び附則第8条の2の4第1項第5号において「基準エネルギー消費効率」という。))であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び同項第4号から第6号までにおいて「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。))に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

- イ 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項から第8項まで及び附則第8条の2の4において同じ。))が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項から第8項まで及び附則第8条の2の4第1項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第8条の2の4第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第8条の2の4第1項から第5項までにおいて同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの
ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条及び附則第8条の2の4第1項第6号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条及び附則第8条の2の4第1項第6号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の2第3項中「(第47条第1項の自動車をいう。以下この条から附則第8条の2の5までにおいて同じ。)」を削り、「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同条第4項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア(イ)を次のように改める。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の2第4項第2号中「(液化石油ガスを内燃機関の燃料とし

て用いる自動車をいい、附則第8条の2の4第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第6項第2号及び第8項第2号並びに同条において同じ。)」を削り、同号ア(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第8条の2の2第5項から第8項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア(イ)を次のように改める。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第8条の2の4第1項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第4号ア(イ)中「100分の130」を「100分の140」に改め、同項第5号ア(ウ)中「100分の195」を「100分の210」に改め、同項第6号イ中「100分の130」を「100分の140」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号中「附則第8条の2の2第2項」を「附則第8条の2の2第2項第1号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の195を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素

酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の4第2項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 附則第8条の2の2第2項第2号に掲げる石油ガス自動車

附則第8条の2の4第3項から第5項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第2号ア(ウ)中「100分の138」を「100分の150」に改める。

附則第9条の4の3第1項中「附則第16条の2の11第1項に規定する」を「で定める」に改め、「100分の2」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)」を加える。

附則第9条の5第1項中「附則第16条の3第1項に規定する」を「で定める」に改め、同項第1号中「100分の4.8」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2.4)」を加え、同項第2号中「附則第16条の3第2項に規定する」を「で定める」に改め、同条第2項中「附則第13条に規定する」を「で定める」に改める。

附則第10条第1項中「100分の2」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)」を加える。

附則第10条の2第1項第1号中「100分の1.6」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8)」を加え、同項第2号ア中「32万円」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、16万円)」を加え、同号イ中「100分の2」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)」を加える。

附則第10条の3第1項第1号中「100分の1.6」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8)」を加え、同項第2号ア中「96万円」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、48万円)」を加え、同号イ中「100分の2」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)」を加える。

附則第11条第1項中「100分の3.6」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1.8)」を加え、同条第3項中「附則

第14条に規定する」を「で定める」に、「100分の2」を「100分の2」と、「100分の1.8」とあるのは「100分の1」に改め、同条第4項第1号中「によって」を「において」に改める。

附則第12条第1項中「附則第18条第1項に規定する」を「で定める」に改め、「100分の2」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)」を加える。

附則第12条の2第1項中「附則第18条の2第1項に規定する」を「で定める」に改め、「100分の2」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)」を加える。

附則第12条の2の3第1項中「附則第18条の6の3第1項に規定する」を「で定める」に改め、同条第2項中「、未成年者口座」を「、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下この項において「非課税管理勘定」という。）又は同条第5項第4号に規定する継続管理勘定（以下この項において「継続管理勘定」という。）」に、「附則第18条の6の3第2項に規定する」を「で定める」に、「同法第37条の14の2第4項第1号」を「同条第4項第1号」に改め、「の払出しがあった」の次に「非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「を取得した」に改める。

附則第12条の2の4第2項中「第37条の14第5項第1号」を「第37条の14第1項」に改める。

附則第12条の3第1項中「附則第18条の7第1項に規定する」を「で定める」に改め、「100分の2」の次に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)」を加える。

附則第12条の5第3項中「100分の2.8」との次に「100分の1」とあるのは「100分の1.4」とを、「5万4,600円」との次に「1万9,500円」とあるのは「2万7,300円」とを加える。

(北海道税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北海道税条例等の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、北海道税条例附則第8条の4の改正規定中「総務省令附則第5条第1項に規定する」、「同条第2項に規定する」、「同条第3項に規定する」、「同条第4項に規定する」及び「総務省令附則第5条第5項に規定する」

を「総務省令で定める」に改め、同条例附則第13条を削る改正規定中「附則第13条」を「附則第8条の5及び第13条」に改める。

附則第9項を附則第10項とし、附則第8項の次に次の1項を加える。

(特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部改正)

9 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「北海道税条例」を「北海道税条例等の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第9号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例第2条の規定による改正前の北海道税条例」に改め、同項の表を次のように改める。

第19条	又は第43条の2第1項第1号	及び北海道税条例等の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第9号）第2条の規定による改正前の北海道税条例附則第13条の規定により読み替えて適用される北海道税条例（第23条及び第27条において「読替え後の税条例」という。）第39条
第19条、第23条及び第27条	これらの規定	同条
第23条	又は第43条の2第1項第1号	及び読替え後の税条例第39条
第27条	又は第43条の2第1項	及び読替え後の税条例第39条

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第2条の規定 公布の日
 - 第1条中北海道税条例第44条の2及び第44条の10から第44条の10の7までの改正規定並びに同条例附則第8条の2の2及び第8条の2の4の改正規定並びに附則第5項及び第6項の規定 平成30年4月1日
 - 第1条中北海道税条例第24条の2第1項第2号、第25条の2、第26条の2

第1号アの表及び第121条第1項の改正規定並びに同条例附則第12条の2の3及び第12条の2の4第2項の改正規定並びに附則第3項の規定 平成31年1月1日

(経過措置)

- 次項に定めるものを除き、第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の道民税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成29年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。
- 新条例第26条の2（第1号アの表に係る部分に限る。）の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成30年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。
- 新条例第43条の4の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後に同項の申請が行われる場合について適用する。
- 新条例第44条の2第5項及び第6項の規定は、平成29年4月1日以後に新築された同条例第5項に規定する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第4条第2項の規定により同法第2条第4項に規定する共用部分（以下この項において「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分（同法第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下この項において同じ。）を有するものを除く。）の専有部分等（専有部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。）の附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月1日前に新築された第1条の規定による改正前の北海道税条例第44条の2第4項の一棟の建物（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この項において「特定家屋」という。）の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。）の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。）の専有部分等の同号に掲げる規定の施行の日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 新条例附則第8条の2の2及び第8条の2の4の規定は、附則第1項第2号

に掲げる規定の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第44号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条、第9条及び第10条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第7条、第9条及び第10条の規定中農林水産物等販売業に係る部分は、平成29年4月1日以後に当該事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除について適用し、同日前にこの条例による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第7条に規定する情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第45号

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部を改正する条例
北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例（昭和57年北海道条例第21号）の

一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「よる学資金」を「よる学資貸与金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第46号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「札幌市、」及び「((1)、(2)、(4)から(15)まで、(17)及び(19)に掲げる事務にあっては、函館市、小樽市及び旭川市に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道障害児通所給付費等不服審査会の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第47号

北海道障害児通所給付費等不服審査会の設置等に関する条例の一部を改正する条例

北海道障害児通所給付費等不服審査会の設置等に関する条例（平成24年北海道条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条の8」を「第44条の7」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

租税特別措置法施行令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに
公布する。

平成29年 7 月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第48号

租税特別措置法施行令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「第25条の 4 第16項」を「第25条の 4 第17項」に改め
る。

- (1) 北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）別表第 1 の67の項
- (2) 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）
別表第 1 の 7 の 2 の項(3)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7 月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第49号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改
正する。

別表第 1 の62の 3 の項中「第11条」を「第10条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
